

宇都宮市小児慢性特定疾病児童 一時入院支援事業のご案内

在宅において「人工呼吸器を装着した方」又は「気管切開をされた方」を介護するご家族が休養される場合や病気等で介護ができない時などに、患者さんが一時的に医療機関に入院できるよう支援します。

① 事業概要

1回当たり7日間以内、年間28日間の利用までを限度とし、医療機関での費用について、市からの助成により利用できます。

『利用できる医療機関』

- ・ 済生会宇都宮病院
- ・ 自治医科大学附属病院
- ・ 獨協医科大学病院

(自己負担について)

- ・ 患者さんの移送費用、差額ベッド代等は自己負担となります。
- ・ その他、一時入院時に治療等が行われたときには、医療保険の自己負担があります。

② 対象者

宇都宮市小児慢性特定疾病医療受給者証を有する方(満20歳未満)で「人工呼吸器を装着した方」又は「気管切開をされた方」

③ 利用手続き

利用申請書を宇都宮市子ども支援課窓口(市役所2階D13窓口)へ提出してください。

※ 申請にあたりましては、下記の問い合わせ先にご相談ください。



【問い合わせ先】

宇都宮市役所
子ども部子ども支援課 TEL028-632-2296